

ライブヒルズ鳳 駐車場賃貸借契約書

ライブヒルズ鳳管理組合（以下「甲」という）と、区分所有者（以下「乙」という）とは、ライブヒルズ鳳管理規約第15条にもとづき、ライブヒルズ鳳駐車場の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的）

甲はライブヒルズ鳳駐車場番号 号を乙に賃貸し、乙はこれを乙名義の自家用乗用自動車の駐車場として使用するものとする。

但し、乙は現に自動車を保有しているか、又は本契約締結後3カ月以内に自動車を保有する者に限るものとする。

2 乙は現に自動車を保有している場合は契約時、又は本契約締結後3カ月以内に自動車を保有する者についてはそのときに、車検証の写しを管理組合に提出するものとする。

3 乙は、第1項で指定した駐車場以外の場所へ駐車してはならない。

第2条（賃貸借期間）

本契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年とする。但し、期間満了の日までに甲又は乙から解約の意思表示がない場合は、本契約を更に1カ年間延長するものとし、以後もこれに準ずる。

第3条（専用使用料）

本駐車場の賃貸借に伴う専用使用料は、月額金 円也とし、乙は毎月28日までに、その翌月分を甲の指定する銀行の口座に振込むものとする。

但し、本駐車場の使用期間が1ヶ月に満たない場合は、日割り計算とする。

2 第1項に定める専用使用料は、経済情勢の変動その他の事由により不適當となった場合は契約期間中といえど、変更することができる。

第4条（駐車自動車等の制限）

乙が指定された駐車場に駐車する自動車は、登録番号 車種 とする。上記車種以外の駐車は、原則として禁止する。

2 乙は車種を変更する場合は、甲に届出るものとする。

第5条（事故責任）

乙は、本駐車場における自動車の保管管理については、すべて自己の責任で行うものとする。

2 本駐車場の使用中に生じた一切の事故（盗難を含む）については、すべて乙の責任負担で処理し、甲は乙に対し損害賠償等の責を負わないものとする。

第6条（禁止事項）

乙は、次の行為をしてはならない。

(1) 貸与を受けた駐車場を他に転貸すること。

(2) 駐車場部分を駐車場以外の他の用途に使用すること。

(3) 専用使用権を第三者に譲渡又は転貸すること。

(4) 工作物を構築して現状を変更すること。

(5) 乗用自動車（第4条で登録した普通自動車又は小型自動車）1台の駐車場として使用するものとし、ダンプカー、大型トラック等他の迷惑となるような車両を駐車させること。